

地域医療・福祉施策に関する重点提言

地域医療・福祉施策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医師・看護師等の確保対策及び地域医療の充実について

- (1) 産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする医師、看護師等の不足や地域間・診療科間等の医師偏在の実態を踏まえ、国の主要施策である質の高い医療サービスの安定的な提供を実効あるものとするとともに、地域を支える医師・看護師等の絶対数を確保するべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策及び十分な財政措置を講じること。

- (2) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、規模の縮小及び廃止を余儀なくされている病院等に対し、適切な措置を講じること。

また、小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期の医療体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

- (3) 女性特有のがん検診推進事業を継続するとともに、国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じること。

(4) 予防接種について

- ① 子宮頸がん、インフルエンザ菌b型（H i b）及び小児用肺炎球菌ワクチン等、WHOが推奨する予防接種について、早期に定期接種として位置付けること。

- ② 自治体の公費助成や法定接種化に伴う費用負担が急激に増加することが予想されることから、国において、自治体負担の軽減のための十分な財政支援策を講じること。

- ③ 国民が等しく接種できるよう、国において、十分な普及啓発を行うこと。

2. 少子化対策について

(1) 子ども・子育て新システムについて

- ① 「子ども・子育て新システム」の制度化に当たっては、国の責任において確実に財源を確保するとともに、地域の実情に応じた施策が展開できるよう都市自治体の裁量に委ねること。

特に、国と地方の役割分担や費用負担のあり方等については、国と地方の協議の場等において、実施主体となる都市自治体の意見を十分尊重したうえで制度設計を行うこと。

- ② すでに都市自治体は地域の実情に応じた様々な子育て施策を推進していることを踏まえ、全国一律の現金給付と保育サービスをはじめとする子育て関係経費（現物給付）とのバランスにも十分配慮すること。

(2) 子ども手当について

- ① いわゆる「つなぎ法」失効後の制度については、国の責任において、早急にその姿を示すとともに、国と地方の協議の場等において、国と地方の信頼関係に基づき、真に実効ある協議を行ったうえで制度設計すること。

- ② 現金給付である子ども手当については、システム整備等の事務費や人件費を含め、全額国庫負担とするとともに、都市自治体の事務負担を極力軽減すること。

また、保育料、給食費等の未納問題に対応するため、公平・公正の観点から、必要に応じて子ども手当を未納の保育料等の徴収すべき子育て関係費用に充てることができるよう法律に明記すること。

- (3) 保育所待機児童の解消や耐震化を含む保育所施設整備等のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図ること。

- (4) 子どもの医療費無料化制度を創設すること。

- (5) 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、恒久的な制度とすること。

3. 障害者施策の充実について

- (1) 新たな障害者制度に移行するまでの間、障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付及び地域生活支援事業について、

自治体間格差を解消するとともに、超過負担が生じないように、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置や制度の見直しを図ること。

また、サービス利用者の公平性の確保に配慮しつつ、利用者負担等について一層の軽減策を講じること。

- (2) 新たな障害者制度の構築に当たっては、性急な変更により現場に混乱を招かないよう、十分な準備期間を設けたうえで、関係者や都市自治体の意見を十分反映し、国民が理解しやすい安定した制度とすること。

また、障害者が個々のニーズに基づいた支援を受けられるよう利用者負担に配慮するとともに、制度移行に係る経費も含めて十分な財政措置を講じること。

- (3) 事業者が安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう、サービスの利用実態等を十分踏まえ、必要な措置を講じること。